

2014年11月13日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 様

公益社団法人日本オストミー協会  
会長 高石 道明

### 「オストメイトの公衆入浴施設における入浴拒否、再発防止についての要望書」

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当協会の活動に御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、私達オストメイトが外出や旅行の際の楽しみの一つに、公衆浴場や温泉等、公衆の入浴施設での入浴がありますが、入浴に際し、オストメイトであることを理由に入浴施設から入浴を拒否される事案が発生しています。当協会が掌握するだけでも、過去には福岡県や和歌山県、滋賀県、兵庫県等々で発生、最近では昨年に東京都で、今年に入って神奈川県や宮崎県で発生しています。

オストメイトの入浴は、ストーマ装具を装着して入浴する等のマナーを守れば、お湯を汚すこともなく何ら問題はありませんが、これらの入浴拒否は入浴施設側のオストメイトへの理解不足や、他の入浴客からの誤解と偏見による苦情に抗しきれずに発生しているものと推察します。

昨年成立した障害者差別解消法においては、禁止する差別として①不当な差別的取扱（見えない、聞こえないといった機能障害を理由とする区別、排除、制限）、②合理的配慮の不提供がありますが、オストメイトへの入浴拒否は、不当な差別的取り扱に該当すると思われれます。このため、国・地方自治体や民間企業は差別解消のための法的措置が求められているものと理解します。

については、オストメイトの入浴拒否は誤解や偏見に基づく不当な差別的取扱いであることを認識いただき、全国、どこにあっても入浴拒否が発生しないように、公衆浴場や温泉等公衆の入浴施設を掌握する都道府県に対し、障害者差別解消条例の具体例としての反映や、全入浴施設への啓発や指導の実施等、具体的体的措置を講ずるよう指示をいただき、差別解消を推進いただきますよう要望申し上げます。

以上

2014年11月13日

内閣府特命担当大臣（共生社会政策担当）

有村 治子 様

公益社団法人日本オストミー協会

会長 高石 道明

### 「オストメイトの公衆入浴施設における入浴拒否、再発防止についての要望書」

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は当協会の活動に御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、私達オストメイトが外出や旅行の際の楽しみの一つに、公衆浴場や温泉等、公衆の入浴施設での入浴がありますが、入浴に際し、オストメイトであることを理由に入浴施設から入浴を拒否される事案が発生しています。当協会が掌握するだけでも、過去には福岡県や和歌山県、滋賀県、兵庫県等々で発生、最近では昨年に東京都で、今年に入って神奈川県や宮崎県で発生しています。

オストメイトの入浴は、ストーマ装具を装着して入浴する等のマナーを守れば、お湯を汚すこともなく何ら問題はありませんが、これらの入浴拒否は入浴施設側のオストメイトへの理解不足や、他の入浴客からの誤解と偏見による苦情に抗しきれずに発生しているものと推察します。

昨年成立した障害者差別解消法においては、禁止する差別として①不当な差別的取扱（見えない、聞こえないといった機能障害を理由とする区別、排除、制限）、②合理的配慮の不提供がありますが、オストメイトへの入浴拒否は、不当な差別的取り扱に該当すると思われれます。このため、国・地方自治体や民間企業は差別解消のための法的措置が求められているものと理解します。

については、オストメイトの入浴拒否は誤解や偏見に基づく不当な差別的取扱いであることを認識いただき、全国、どこにあっても入浴拒否が発生しないように、公衆浴場や温泉等公衆の入浴施設を掌握する都道府県に対し、障害者差別解消条例の具体例としての反映や、全入浴施設への啓発や指導の実施等、具体的体的措置を講ずるよう指示をいただき、差別解消を推進いただきますよう要望申し上げます。

以上